

令和7年度 運転記録証明書等交付料助成取扱要領

一般社団法人 東京都トラック協会

1. 実施期間 令和7年4月1日から令和8年2月27日

2. 助成総額 8,040,000 円

3. 交付助成内容

(1) 助成対象および助成額

自動車安全運転センター東京都事務所(以下「安全運転センター」)が発行する運転経歴に係る次の証明書の取得について、証明書交付料を助成する。

1) 運転記録証明書

当該証明書については以下①および②の方法での取得分を対象とする。

① 一般(個人)

ドライバーの雇入れ時や社内の安全管理においての個人証明の取得。申請・取得時期は各事業者の任意による。

② セーフティドライブ・コンテスト(団体)

警視庁が主催するセーフティドライブ・コンテスト(1チーム5名)の参加申請に伴い交付される。参加申請はコンテスト参加受付期間中のみ、証明書の発行はコンテスト終了後。(詳細は【参考】を参照)

上述の①および②のいずれにおいても、1名につき800円を上限として助成

2) 無事故無違反証明書

ドライバーの雇入れ時や社内の安全管理においての個人証明の取得。申請・取得時期は各事業者の任意による。

1名につき800円を上限として助成

(2) 会員事業者における交付料助成上限

1会員事業者につき、前項(1)1)および2)の各取得方法および証明書の種類、運転者の人員の区別無く、年度を通じ、支部登録台数分(上限30名)を上限として助成する。
所属支部登録台数が不明な場合は、所属支部にお問い合わせ願います。

(3) 助成対象要件および助成金申請期限

前項1. の期間内に、安全運転センターへ前項(1)1)または2)の証明書交付申請(コンテスト参加申請)および交付申請料(コンテスト参加申請料)の支払いが完了し、東ト協へ助成金交付申請を行い受理されたものを対象とする。

ただし、助成受付は本助成事業の予算範囲内とし、予算上限に到達次第、予告なく終了する。(東ト協の受理先着順)

助成受付を終了する場合は、東ト協HPにて発表する。

4. 助成金交付申請手順

(1) 前項3. (1)1)および2)の証明書交付申請(コンテスト参加申請)および交付申請料(コンテスト参加申請料)の支払いを行った事業者は、次の申請様式および添付書類をそろえて、東ト協会長宛に提出すること。

なお、申請様式等については、写しでの提出可否の記述がない資料は、作成原本を提出すること。

1) 申請様式

「令和7年度運転記録証明書等交付料助成 助成金請求書」(第1号様式)

2) 添付書類

- ①安全運転センター発行の「請求書」の写し(証明書の交付件数が記載されているもの)または、安全運転センターに証明書交付申請またはコンテスト参加申請を行うために作成した「交付申請書(コンテスト参加申請書)」の写し。

※証明書交付対象者の個人情報に記載されている「委任状」は提出不要。

- ②安全運転センターに証明書交付料またはコンテスト参加申請料を納入したことが分かる「領収書」等の写し。

※領収書に代えて、ネットバンキング等での「振り込み明細」の写し、郵便局またはコンビニでの振り込みによる「振り込み証明書」の写し、または「払い込み受領書」の写しでの提出も可とする。

- (2) 東ト協は、会員事業者から項目4.(1)1)の申請があった場合は、提出された書類の精査を行い、条件に適合すると認めたときは、助成金請求を行った事業者へ助成金を交付する。

5. 助成金申請受付完了後、または助成金交付後に証明書等が取得できなかった場合の取扱い

本助成事業の助成金申請受付を受けた、または助成金交付を受けた会員事業者が、キャンセル等の各種事由により助成金交付申請分に係る証明書等が取得できなかった場合は、速やかに東ト協へ報告するとともに、次の申請様式により助成申請の取り下げを行うこと。

また、助成申請の取り下げ後、交付された助成金については、東ト協指定の方法により東ト協宛てに返還すること。

・申請様式

「令和7年度運転記録証明書等交付料助成 助成金交付申請取下書」(第2号様式)

6. 報告

東ト協は、運転記録証明書交付料助成の交付申請を行った事業者、および同助成金の交付を受けた会員事業者に対し、当該助成等に関する必要な報告等を求めることができる。

以上

※ 本助成事業の問い合わせ先・申請書類

一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

TEL 03-3359-3618

【参考】証明書交付申請および助成金交付申請手順

(1) 一般(個人)(運転記録証明書・無事故無違反証明書)

- ア. 会員事業者および副会員事業者は、自動車安全運転センター東京都事務所(以下、安全運転センター)が指定する方法により、安全運転センターへ証明書の交付申請、および交付料の支払いを行う。

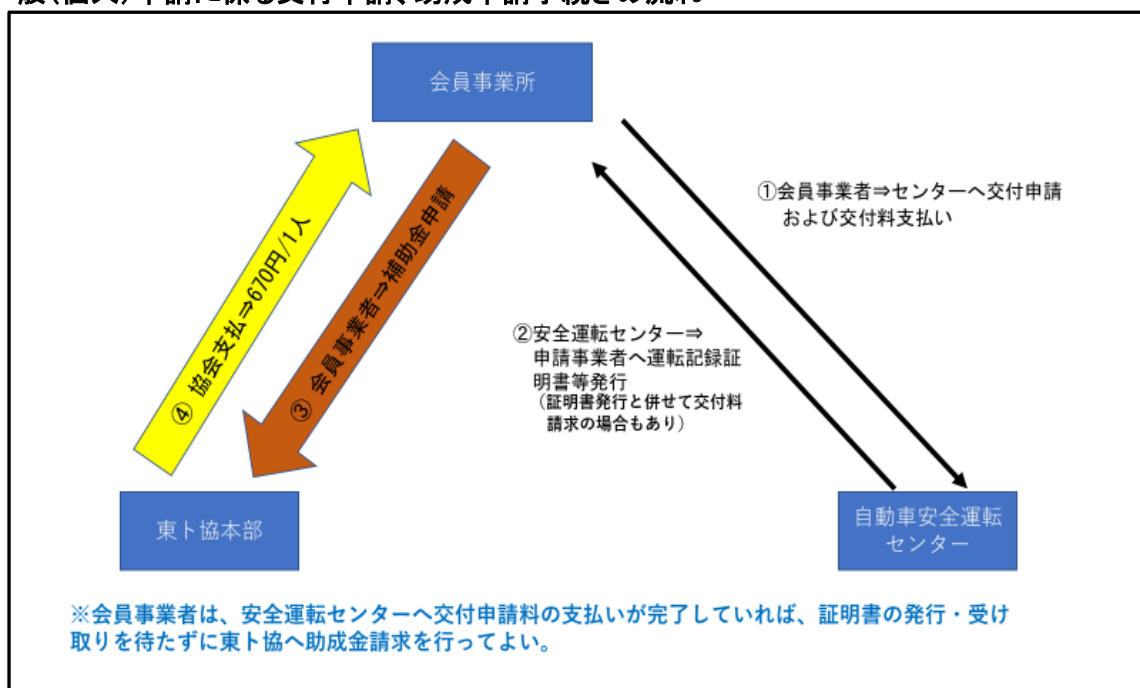
※証明書交付申請書類は安全運転センターのホームページから取得してください。

※運転記録証明書の交付料は各事業者でお支払いください。なお、交付料の納入方法は証明書交付申請時に安全運転センターへご確認ください。

- イ. 安全運転センターへ証明書の交付申請および交付料納入の完了後、東ト協へ所定の方法により助成金の交付請求を行う。

- ウ. 東ト協は、会員事業者より提出された書類の精査を行い、条件に適合すると認めたときは、助成金請求を行った会員事業者へ助成金を交付する。

※一般(個人)申請に係る交付申請、助成申請手続きの流れ



(2) セーフティドライブ・コンテスト(団体)(運転記録証明書)

- ア. 会員事業者および副会員事業者は東ト協ホームページからコンテスト参加専用の運転記録証明書交付申請書および委任状をダウンロードする。

(5月頃より東ト協HPに掲載開始予定)

※セーフティドライブ・コンテスト専用様式以外、また記入・押印漏れで申請された場合は、参加申請受付が完了しない場合がありますのでご注意ください。

- イ. 事業者は、1チーム5名を編成した上で、参加申請書類の必要事項をすべて記入、代理人および申請者欄に押印し、参加申請書類を作成する。

※1チームは必ず5名で編成してください。1チームの編成人数に過不足が生じている場合、該当するチームはコンテストへ参加出来ません。

- ウ. 安全運転センターが指定するセーフティドライブ・コンテスト用振り込み窓口へ参加申請に伴う運転記録証明書交付料(1チーム5名×参加チーム数×800円)の振り込みを行う。

※当該コンテストの参加申請料は、各事業者でお支払いいただきます。なお、前払い制となりますので、参加申請書類の送付前に支払いを完了してください。

※証明書交付料は、参加チーム数に応じた人数分の金額を過不足無く振り込んでください。申請された人数と納入金額に差違が生じている場合、参加受付が完了しない場合

がございます。

※セーフティドライブ・コンテスト用振り込み窓口につきましては、当該コンテストの募集開始時に東ト協 HP 内に掲載いたします。

エ. 参加申請に必要な書類をそろえて、自動車安全運転センターへ6月30日(必着)までに直接送付する(郵送可)。

※参加申請時に安全運転センターへ提出が必要な書類

- ①セーフティドライブ・コンテスト専用交付申請書
- ②セーフティドライブ・コンテスト専用委任状(①に記載した参加チーム数分)
- ③参加申請に伴う証明書交付料を納入したことを挙証できる書類
(領収書、振り込み明細書、支払い証明書など)

※上述の①～③の書類のいずれかでも不足がある場合、参加受付が完了しませんのでご注意ください。

※上述の①～③の書類については、各事業者内で参加申請状況の確認、および参加申請完了後に助成金請求を行うために、各事業者でコピーを保存しておいてください。

オ. コンテスト参加申請の完了後、東ト協へ所定の書類の提出により助成金の交付請求を行う。

カ. 東ト協は、会員事業者より提出された書類の精査を行い、条件に適合すると認めたときは、助成金請求を行った会員事業者へ助成金を交付する。

キ. セーフティドライブ・コンテスト終了後(12月末)、結果および証明書は委任状記載の事業者(代理人)宛 に自動車安全運転センター東京都事務所から送付される。

ク. 無事故・無違反を達成したチーム(事業者)を対象に、警視庁から達成記念品が送付される。

※運転記録証明書交付申請書・委任状の送付先

〒140-8682 東京都品川区東大井1-12-5警視庁鮫洲運転免許試験場内

自動車安全運転センター東京都事務所 Tel03-5781-3660

※コンテスト参加申請、助成申請手続きの流れ

